

小規模修繕工事などの事業者登録の受付



申請は町総務課で受け付けます

■希望事業者の簡易登録を受付

町が発注する小規模な修繕工事などの受注を希望する業者の簡易登録を、次のとおり受け付けます。

▼対象となる修繕工事

- ① 予定価額が30万円未満のもの
- ② 内容が軽易で、工事が容易または緊急を要するもの

▼対象事業者

本町に本社の法人登記がある法人事業者、または住民登録がある代表者が経営する個人事業者で、次に該当する者

- ① 本町に主たる事業所を置く者
- ② 成年被後見人、被保佐人または破産者でない者
- ③ 甲佐町指名競争入札参加資格者に登録されていない者
- ④ 契約を履行するために必要な資

- 格、免許などを有する者
- ⑤ 各種税・使用料を滞納していない者

▼登録の申請方法

小規模修繕工事契約事業者登録申請書および次の書類を添付して、町総務課に申請してください。

- ① 法人事業者は登記簿謄本の写し、個人事業者は住民票の写し
- ② 契約を履行するために必要な資格、免許などを証明する書類の写し
- ③ 税などの滞納がないことを証明する書類
- ④ 身分証明書
- ⑤ その他町長が必要と認める書類

▼申請受付期間

- ① 定期受付 5月1日(水)～31日(金)
(土・日曜日、祝日を除く)
- ② 随時受付 定期受付以外の日
(土・日曜日、祝日を除く)

▼登録の有効期間

- ① 定期受付の場合は2年間
- ② 随時受付の場合は、登録名簿登載を認定した日から、定期受付の有効期間満了の日まで

▼お問い合わせ先

詳しくは、町公式ホームページ
(<http://www.town.kosakumamoto.jp/>) をご覧いただくか、町総務課までお問い合わせください。

■国民年金学生納付特例制度をご存知ですか？

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、国民年金保険料を納める必要があります。ただし、学生には、「学生納付特例制度」が設けられています。

■学生納付特例制度とは

学生納付特例制度とは、要件を満たす学生の在学期間中の保険料の納付が猶予（先送り）される制度です。

学生納付特例の申請をせずに保険料を未納のままにしておくと、突然の事故や病気で障がいが残ったときに、障害基礎年金を受けられない場合があります。

れない場合があります。

また、特例を受けた期間は、年金を受けるために必要な期間として計算されますが、老齢基礎年金額の計算には入りませんので、保険料の追納をお勧めします。

●対象者

大学（院）・短大・高校・専門学校など日本の学校に在学する20歳以上の学生（夜間・定時制・通信制課程の学生も含む）で、前年所得が一定額以下の人

※前年所得が一定額を超えていても、申請時点で離職しており、離職票または雇用保険受給資格者証などの写しを提出すれば、特例で承認されることがあります。

※一部対象にならない大学（院）・専門学校もあります。

■特例を受けるには

年金手帳と、学生証など学生であることが証明できるもの（代理人が申請する場合は、特例を受ける人の印かんも必要）をお持ちの上、町住民生活課で申請してください。

※前年度に申請し、承認されている人も更新が必要です。

国民年金学生納付特例制度のお知らせ



年金手帳などをお持ちの上、申請してください

平成25年 4月 1日付 職員人事異動のお知らせ



今年度もより良い行政サービスを目指します

●総務課▼総務係長〔選挙管理委員会書記兼務〕・北野太（産業振興課商工観光振興係長）▼文書管理係・西住恵一郎（新規採用）●くらし安全推進室▼くらし安全推進係長・中林健次（社会教育課社会体育係長）●企画財政課▼企画財政課長補佐・富永由美子（県から派遣）▼財政係長・北畑公孝（総務課総務係長）●税務課▼徴収係・奥名雄吉（建設課）●住民生活課▼住民係長・栗林尚子（議会事務局事務長）、同係・池田りか（新規採用）▼保険係・仲原琴美（社会教育課）、井島賢吾（産業振興課）、中川慎士（税務課）●総合保健福祉センター▼総合保健福祉センター係・清田真理（福祉課）●福祉課▼福祉係長・井上美穂（住民生活課住民係長）、同

係・荒井健吾（住民生活課）、柏原尚（新規採用）▼介護保険係・緒方文代（産業振興課）●環境衛生課▼環境衛生係・佐藤大治（総務課・県へ派遣）●産業振興課▼農林振興係・本田城光（建設課）、山村豪（新規採用）▼商工観光振興係長・井上幸介（企画財政課財政係長）▼農地係〔農業委員会事務局兼務〕・小濱美智代（学校教育課）●建設課▼管理係長・上古閑一徳（くらし安全推進係長）、同係・田上和広（福祉課）▼建設係・長脇大将（産業振興課）、前田大樹（新規採用）●議会事務局▼議会事務局事務長〔監査事務事務長兼務〕・田上洋子（福祉課福祉係長）●学校教育課▼学校教育係・田中香織（住民生活課）▼学校給食センター所長・奥村伸二（上益城広域連合派遣）●社会教育課▼社会教育係・早崎伊津子（新規採用）▼社会体育係長・井上良治（学校給食センター所長）

【派遣】
●上益城広域連合▼福祉係・田上ゆみ（住民生活課）●県上益城広域振興局▼土木部・片山聖也（建設課）
※「かつこ」内は兼務、「かつこ」内は旧職または旧所属先。

■計画への取り組みについて、懇話会で協議

「甲佐町男女共同参画計画」の平成23年度の取り組み状況について、男女共同参画社会推進懇話会で協議しました。

この意見を、先月号に引き続き報告します。

●女性管理職などの積極的登用を
甲佐町の職員数は、平成24年4月1日現在で113人、うち女性管理職の比率は15.8%となっております。男女共同参画社会推進のために、町職員の女性管理職の登用をより積極的に進めるべきです。

また、まちづくりの指針である「第6次甲佐町総合計画」では、平成27年度の各種委員会への女性

委員登用率を20%にするという目標を掲げていますが、男女共同参画の視点からも、より高い目標を達成してほしいと思います。

●それぞれの考えで一歩前進

『広報こうさ』での男女共同参画意識の啓発（本欄）では、懇話会委員、町、事業所、町民などさまざまな人が、それぞれの立場や考えで男女共同参画についての原稿を執筆することで、男女共同参画社会の実現に向けて、一歩進められたように思います。

●総合的・計画的な推進を

男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを、より総合的かつ計画的に推進するために、「男女共同参画宣言の町」を目指してほしいと思います。

※平成25年度から、町総務課が懇話会の事務局として、男女共同参画社会推進に取り組みます。

▼お問い合わせ先

甲佐町男女共同参画社会推進懇話会（事務局・町総務課内）

TEL 096-234-1140
（内線221）

「男女共同参画計画」 実施状況の協議意見②



それぞれの立場で男女共同参画を推進